



2021年6月1日

各位

会社名 株式会社N・フィールド

(コード番号：6077)

代表者名 代表取締役社長 久保 明

問合せ先 取締役 渡部 宏長
管理本部長

(tel. 06-6343-0600)

株式併合及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、当社が開示した2021年5月7日付「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更等に関する臨時株主総会開催のお知らせ」(以下「2021年5月7日付プレスリリース」といいます。)にてお知らせいたしましたとおり、株式併合に関する議案及び単元株式数の定め廃止を含む定款の一部変更に関する議案について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することになります。これにより、当社株式は、本日から2021年6月17日まで整理銘柄に指定された後、2021年6月18日に上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案(株式併合の件)

当社は、以下の内容の当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

当社株式2,147,463株を、1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

12,884,777株

(注) 当社は、2021年5月7日開催の取締役会において、2021年6月21日付で当社の自己株式325,217

株（2021年4月15日時点で当社が所有する自己株式の全部）を消却することを決議しておりますので、「減少する発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

④ 効力発生前における発行済株式総数

12,884,783株

(注) 当社は、2021年5月7日開催の取締役会において、2021年6月21日付で当社の自己株式325,217株（2021年4月15日時点で当社が所有する自己株式の全部）を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

6株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

24株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、株式会社CHCP-HN（以下「CHCP-HN」といいます。）以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の当社株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を、株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。

CHCP-HNによる当社の完全子会社化という本取引の目的を達成するためには、1株に満たない端数の合計数に相当する当該株式を、CHCP-HNが取得する必要があります。そのため、当社は、会社法第235条第1項の規定に基づく競売によらず、会社法第235条第2項において準用する同法234条2項に基づき、裁判所の許可を得て、1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式を、CHCP-HNに売却することを予定しています。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である1,200円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めにしたがって、当社株式の発行可能株式

総数は24株に減少することになります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第5条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は6株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）及び第8条（単元未満株主の権利制限）を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

本議案に係る定款の一部変更の内容等は、2021年5月7日付プレスリリースをご参照ください。

なお、本議案に係る定款の一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2021年6月22日に効力が発生するものといたします。

3. 株式併合の日程

①	本臨時株主総会開催日	2021年6月1日（火）
②	整理銘柄指定日	2021年6月1日（火）
③	当社株式の最終売買日	2021年6月17日（木）（予定）
④	当社株式の上場廃止日	2021年6月18日（金）（予定）
⑤	本株式併合の効力発生日	2021年6月22日（火）（予定）

以 上